	次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域
	五　北緯四十五度二十五分四十一秒、東経百四十一度二分三十秒の点 六　北緯四十五度二十五分五十二秒、東経百四十一度二分十三秒の点 七　北緯四十五度二十六分八秒、東経百四十一度二分十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五　陸上自衛隊留萌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道留萌市	北海道留萌市	北海道留萌市
緑ケ丘一丁目六番地	緑ケ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	五十嵐町一丁目から三丁目まで、泉町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字萌村ア（次の図面に示す部分に限る。）、大字萌村イ（次の図面に示す部分に限る。）、大字萌村カモイワ（次の図面に示す部分に限る。）、大字留萌村バンゴベイ（次の図面に示す部分に限る。）、東雲町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住之江町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び高砂町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、千鳥町一丁目から四丁目まで、潮静一丁目から四丁目まで、野本町及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、花園町四丁目及び五丁目、浜中町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、堀川町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、緑ケ丘町一丁目及び二丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、見晴町七丁目及び二丁目並びに元川町一丁目及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　陸上自衛隊遠軽駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道紋別郡遠軽町	北海道紋別郡遠軽町	北海道紋別郡遠軽町
向遠軽二百七十二番地	向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）	二条通北一丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに弥生（次の図面に示す部分に限る。）まで及び向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）

七　陸上自衛隊旭川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道旭川市	北海道旭川市	北海道旭川市
春光町国有無番地	春光町（次の図面に示す部分に限る。）	秋月一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線二号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線三号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線四号（次の図面に示す部分に限る。）、旭町一条一丁目から十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、旭町二条一丁目から十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大町二条一丁目から十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大町三条一丁目から四丁目まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春光一条七丁目から九丁目まで、春光三条六丁目から九丁目まで、春光四条一丁目から九丁目まで、春光五条一丁目から九丁目まで、春光六条一丁目から九丁目まで、春光七条二丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び九丁目（次の図面に示す部分に